

◎市立学校水泳プールにおける水道水の溢水事故について

1 事故の概要

市立馬堀中学校において、プール管理の担当教員が令和3年6月下旬から同年9月上旬までの期間、コロナ禍での「水質の維持管理」を理由として、管理職等と相談することなくプールへ給水を続け、大量の水道水をオーバーフローさせて流失し、水道料金及び下水道使用料として3,488,000円の損失が発生しました。

横須賀市は、この給水は、「水質の維持管理」として非常に不適切であり、過失があると判断し、関係教職員3人に対し損害賠償請求を行いました。

2 事故後の対応について

学校長に、当該年度の水泳プールの管理状況の詳細について報告を求めるとともに、関係者から事情聴取を行いました。聴取内容から、学校の水泳プール維持管理体制に過失があったと判断し、事故として県教育委員会に報告しました。

3 損害賠償請求について

溢水による損失が多額であったため、本市顧問弁護士に見解を求め、

- ・担当教員が、管理職等に相談せず水をオーバーフローさせ、コロナ対策ができると思い込み、長期間水を流失させた
- ・プール管理に関する責任者を置かず、学校組織として何をすべきか決めておらず、プールの管理体制を作っていなかった

などの過失があり、損害賠償請求を行うべきとの意見を得ました。

そこで、過去の他都市の事例や最高裁の判例、類似事故の判決等を参考に、関係教職員3人に対し、プール管理専門の職員ではなく、またプール管理を主たる業務としていないこと等の諸事情を考慮し、損失額3,488,000円の2分の1の額1,744,000円を職責及び過失内容等に応じ、民法第709条の規定により損害賠償請求を行いました。

教職員	金額	割合
校長	436,000円	4分の1
教頭	436,000円	4分の1
担当教員	872,000円	2分の1
合計	1,744,000円	

4 今後の対応について

市立学校長会議及び学校プール管理担当者会議で事故発生の経緯等を説明し、再発防止のための注意喚起を行ってまいります。